

第14章 相談その他の業務

第1 独占禁止法及び関係法令に関する相談等

事業者、事業者団体、一般消費者等から寄せられる独占禁止法及び関係法令に関する相談等に対しては、文書又は口頭により回答している。また、ウェブサイトでも意見等の受付を行っている。

また、平成12年度から申告の処理に関する疑問、苦情等の申出を受け付けるため、官房総務課（地方事務所・支所においては総務課、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課においては総務係）に申出受付窓口を設置し、公正取引委員会が指名する委員等をもって構成する審理会において、当該処理が適正であったかどうかを点検している。

第2 事業活動に関する相談状況

1 概要

公正取引委員会は、独占禁止法等違反行為の未然防止を図るため、事業者及び事業者団体が実施しようとする具体的な行為に関する相談に対応し、実施しようとする行為に関して、独占禁止法等の考え方を説明している。

2 事前相談制度

公正取引委員会は、平成13年10月から当委員会が所管する法律全体を対象として整備された「事業者等の活動に係る事前相談制度」を実施している。

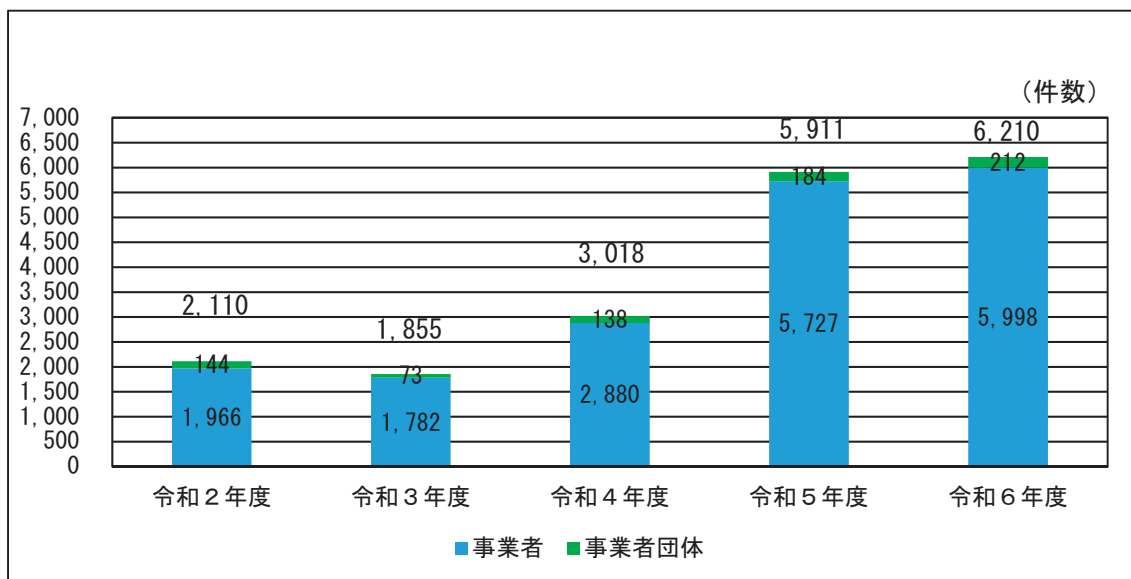
本制度は、事業者及び事業者団体が実施しようとする具体的な行為が、前記法律の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答し、その内容を公表するものである。

令和6年度においては、一般社団法人日本種苗協会から、同会が、会員事業者のうち野菜種子部会に所属する事業者に対し、特定の野菜品目類ごとの種子に係る生産地域ごとの作柄について、選択式による任意回答のアンケートを実施し、その結果を集計したものに客観的な統計処理等を行った情報を同部会に所属する事業者に共有しようとするについて、本制度を利用した相談が寄せられた。公正取引委員会は、本件相談に係る行為について、独占禁止法第8条第1号の観点から検討を行い、令和6年12月23日、同法上問題となるものではない旨の回答を行うとともに、その内容を公表した。

3 独占禁止法に係る相談の概要

令和6年度に受け付けた相談件数は、事業者の行為に関するもの5,998件、事業者団体の行為に関するもの212件の計6,210件である（第1図参照）。

第1図 独占禁止法に係る相談件数の推移（企業結合に関する相談を除く。）



4 相談事例集

公正取引委員会は、事業者等から寄せられた相談のうち、他の事業者等の参考になると思われるものを相談事例集として取りまとめ、公表している（令和5年度における相談（令和5年度相談事例集）について、令和6年6月13日公表）。

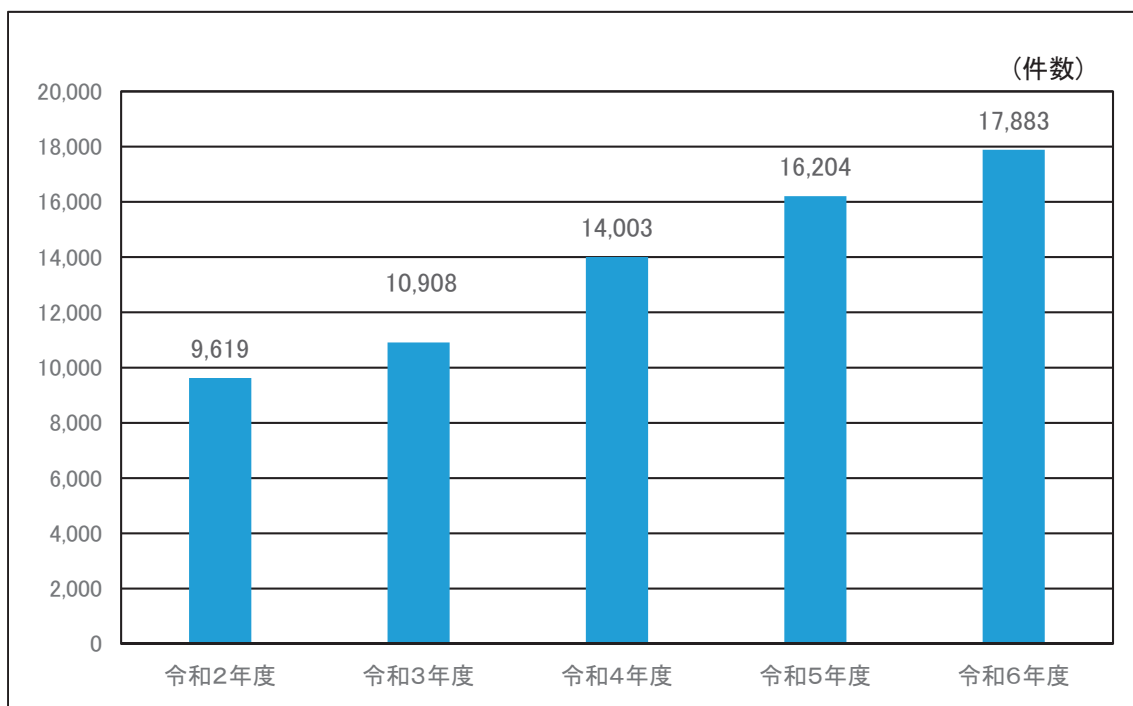
令和5年度相談事例集に掲載された相談としては、事業者の活動に関するものとして、輸送用機械メーカーによる二酸化炭素を排出しない燃料を使用する新技術のための共同研究に関する相談、事業者団体の活動に関するものとして、事業者団体による会員の価格転嫁交渉を促すため、取引先に対する要請額の算出手順の例を公表する取組に関する相談等がある。

5 下請法に係る相談の概要

令和6年度に下請法に関して事業者等から受け付けた相談件数は、1万7883件である（第2図参照）。

この中には、例えば、下請法の適用範囲に関する相談、発注書面の記載方法に関する相談、下請代金の支払期日に関する相談、適正な価格転嫁に関する相談、インボイス制度への対応に関する相談等がある。

第2図 下請法に係る相談件数の推移



6 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法等に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し、独占禁止法等に関する相談を受け付けている。また、令和6年度においては、全国の商工会議所及び商工会へのリーフレットの配布等を行った。

7 フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る相談

令和6年度にフリーランス・事業者間取引適正化等法に関して事業者等から受け付けた相談件数は、5,018件である。

この中には、例えば、フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用範囲に関する相談、取引条件の明示方法に関する相談、報酬の支払期日に関する相談等がある。